

令和2年8月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年8月6日(木)
13時56分～15時40分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	14番 加 賀 谷 良 雄
4番 坂 田 信 一	15番 高 田 太 衛
5番 日 光 善 治	16番 碓 善 秋
6番 三 輪 和 雄	17番 木 村 鉄 雄
7番 吉 江 秀 一	18番 沼 田 吉 雄
8番 前 田 真 一 郎	19番 渋 谷 忠 司
9番 西 尾 和 三 郎	20番 唐 島 隆 夫
10番 多 田 博 次	

欠席委員 13番 宮 西 勝 昇

令和2年8月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労様です。定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、総会を開催したいと思います。説明会の時分は、天候が悪くてどうなることかと心配しておりましたが、8月になったと同時に、日照不足が解消されたように思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会8月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、宮西委員さんです。本日の議事録署名委員を指名いたします。2番の田悟委員さん、3番の中村委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第12号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第13号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第14号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は23㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、〇〇さん、それぞれ1/2の共有持ち分です。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>補足説明を致します。農地法第3条第2項5号においては下限面積が定められており、譲受人の権利取得後の経営面積が5反以上なけれ</p>

	<p>ば、許可されないことになっています。今回、受付番号3番の譲渡人である〇〇さん、〇〇さんが贈与にて譲り渡す農地の面積は1筆で23㎡であり、譲受人である〇〇さんの権利取得後の経営面積は1,477㎡となります。これは5反要件を満たさないこととなりますが、農地法第3条第2項5号の但し書きで、「農地の位置、面積、形状からみて、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合であって、隣接農地を耕作しているものが、当該農地の権利を取得する場合」は、下限面積未満でも許可できることとされています。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号3番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様です。それでは、報告致します。譲渡人は、〇〇さんと〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。〇〇さんの息子さんは〇〇におられるそうですが、ご高齢になり、息子さんに農地を譲りたいということです。申請地の周りは〇〇さんの農地に囲まれているため、〇〇さんと〇〇さんの名義の土地を購入するということです。こちらは1枚の田んぼで、現在は水田になっており、〇〇さんが耕作されています。〇〇さんと〇〇さんは現在、〇〇と〇〇にお住まいです。農地的には問題はありません。事務局のお話のとおり、面積は少ないですが、譲受は可能です。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。続いて、議案第13号「農地法第4条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第13号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号3番は、申請者が〇〇さんです。申請地が、〇〇601-3、登記地目は田で、現況は宅地です。面積が77㎡で農業用物置敷地として昭和58年頃から違反転用されており、今回転用申請を行おうとするものです。位置図については3ページから7ページをご覧ください。こちらの地番は3種農地ということで、本来であれば土改の実施区域ということで1種農地に該当する所ですが、公共施設等が整備された区域内ということで、3種農地に該当し、3種農地は転用が原則許可ということで、この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、〇〇地区の〇〇が報告します。申請人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇601-3の田で、面積が77㎡です。今回、違反転用が判明したのは、この後の5条申請にも出てきますが、娘さん夫婦が住宅を建てるために調べたところ、違反転用が判明し、申請をされました。実際は〇〇さんのお父様が建てられたそうで、〇〇さんはご存じなかったそうです。隣接耕作者及び区長、土地改良区の同意書も提出されており、違反転用ということで、始末書も提出されています。特に問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等がございますか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第13号については「承認」といたします。続いて、議案第14号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第14号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページと4ページをご覧ください。</p>

	<p>受付番号23番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、〇〇さんご夫婦、貸人が〇〇さんの父親の〇〇さんです。こちらの申請地は、先ほど4条申請のあった地番の隣で、〇〇601-4、登記地目が田で、現況が宅地、面積が35㎡で、こちらも昭和52年頃から違反転用されており、今回、農家分家住宅敷地として転用申請を行おうとするものです。先ほどの〇〇委員の報告のとおり、住宅を建てようとした際に、違反転用であると判明したものです。位置図については、8ページから12ページをご覧ください。こちらも3種農地に該当しまして、原則許可となりますので、この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号23番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>続きまして、受付番号23番の借人が、〇〇の〇〇さん、〇〇さん、貸人が〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇601-4で、面積が35㎡です。〇〇さんにお話を伺ってきました。〇〇さんは〇〇さんの娘さんで、小さいお子さんが2名おられます。現在は〇〇さんと同居されていますが、この先、子供たちが成長するにつれて部屋が足りなくなるということで、新居を構えたいということでした。今後、〇〇さんが仕事に復帰した時に、お子さんの面倒をご家族にみてもらいたいということで、ご実家の近くに建てたいということです。現在、申請地には大きな納屋がありますが、〇〇さんは現在営農組合に参加しておられて、納屋を使用していないということで、納屋を取り壊して家を立てるということでした。用排水路については、現在は工事中ですが、公共の下水道が〇〇さんのお宅まで届くそうです。敷地の雨水は、横の排水に流すそうです。違反転用の始末書と、土改の意見書、区長と隣接耕作者や所有者の同意書も提出されておりますので、問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号24番について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号24番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さんです。申請地は、〇〇200-3、田で面積が1,403㎡で、駐車場及び緑地敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、13ページから15ページをご覧ください。こちらは1種農地に該当します。1種農地については、転用は原則不許可ですが、許可基準に合致しているものについては転用を許可することができ、拡張面積が既存敷地の2分の1までであれば転用することが可能です。よって、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。ちなみに、15ページをご覧ください。既存地が10526.42㎡、こちらの2分の1までであれば転用することが可能ということになります。今回は1,403㎡です。それから、緑地敷地ということですが、今回の場合のように、製造業の工場敷地が9,000㎡を超える分については、工場立地法で緑地帯と調整池等の環境施設を合わせて25%設けなければならないということになっておりますので、今回足りない緑地部分と駐車場敷地ということで申請されたものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号24番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇200-3の田で、面積が1,403㎡です。〇〇さんにお話を伺ってきました。昨年の8月に、〇〇さんの既存地の申請がありまして、今回、また新たに申請されました。どうぞよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番25番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号25番は、賃貸借権の設定ということで賃借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんで、成年後見人として〇〇の〇〇さん、〇〇さんの5名です。申請地は、〇〇になります。田6筆の合計面積が5,336㎡で、ドラッグストアの店舗敷地への転用を行おうとするものです。位置図は16ページから22ページをご覧ください。こちらは用途地域で準工業地域に指定されている所</p>

	<p>で、3種農地に該当します。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号25番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇の〇〇です。報告致します。〇〇に本社があります、〇〇が、県内6店舗くらいあり、今回小矢部にもドラッグストアを出店したいということです。昨年度の売り上げは約6千億円とのこと。場所は、〇〇の〇〇さんと〇〇の間です。同意書等も提出されています。敷地内には、雨水対策の調整池もありますし、十一ヶ用水に流し、排水は下水道に流します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>敷地の真ん中を用水が横断していますが、その上に建物が建つことになっていますが、これは用水関係者とは問題ないのですか。</p>
〇〇委員	<p>組織としては残っているけど、事実上、市に依存していると思います。用水組合が認可しているかどうか確認しておいた方がいいと思います。</p>
〇〇委員	<p>近隣の耕作者の方が、この用水を利用していたのではないですか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇の後の土地が、まだ田として残っていますよね。赤線や青線の上に建物を建てること自体がおかしいことなので、変更してもらわないといけませんよね。</p>
〇〇委員	<p>位置図の21ページを見ていただいて、水路は真ん中ではなく、調整池の周りを回ることになります。〇〇地区は土地改良が無いので、十一ヶ用水の同意を得ています。</p>
事務局	<p>この真ん中の用水については、確認はとっていませんが、払い下げをするのではないかと思います。用水については、8月12日に農</p>

	<p>地転用現地調査を開催することになっておりますので、その際に詳細について確認し、次回の総会で報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>〇〇でも〇〇さんの申請があり、先日、私も申請地の現地確認に行きまして。隣接者の同意書も付いておりましたが、今回は付いてますか。</p>
〇〇委員	<p>付いています。</p>
会長	<p>わかりました。</p>
〇〇委員	<p>用水について、市なり十一カ用水も同意が出ているのでいいと思いますが、払い下げをするという確認が取れないのに、この総会で承認をしてもいいのですか。</p>
〇〇委員	<p>これは、用水の払い下げが終わってからも良いのではないですか。順序が逆のような気がします。</p>
事務局	<p>用水が市のものかどうか、確認をしてから県へ申達したいと思いますが、必要書類が揃ってなくて、総会の終了後には早急に県に進達しなければならないことになっております。以前にも、書類が整っていましたが、地元への説明がされていないといったことで、隣接耕作者の同意が得られていない案件がございました。本来であれば、説明をしっかりとされて、隣接耕作者からの同意を得たうえで申請されるべきですが、何度も交渉したが同意を得られなかった場合は、経緯書を付けて、県に進達するといったことがありました。同意があってから県に進達といったわけではなく、許可相当であるかどうかを総会で審議して、県には早急に進達しなければならないことになっております。</p>
〇〇委員	<p>総会の前に確認をしていないのが問題だと思います。その他のいろいろなチェックはするべきだと思います。</p>
事務局長	<p>現在、〇〇のドラッグストアの開発行為が行われていまして、その中でその土地の所在が国有地であれば、それをどうするかとか、それが用排水であればどのようにして周りに影響が無いようにするかと</p>

	<p>か、そこで審査されます。皆さんが言われたような然るべき手続きが取られているかというのは、そこでチェックされています。今回、どういう取り扱いになっているかは、確認させていただいて、お知らせしたいと思います。基本的に、赤線青線の類は、以前は国交省の所有地だったのですが、ほとんどがそれぞれの市町村に払い下げられています。おそらくこちらも小矢部市のものになっています。位置図の21ページをご覧になっていただくと、水路が小矢部川よりも敷地を迂回する形になっていますので、開発行為としてそれぞれの土地はどうか、その中の国有地はどのように整備されるかとかを精査をされて然るべき許可がされると受け取っていただいていると思います。この場で協議していただいているのは、それぞれある田んぼを転用してこの敷地にすると、それに伴って前後の農用地の農業に影響はないかと、この敷地そのものに、周りの農地に影響はないかと、農地を維持するような観点になります。用水について、開発行為の中でどのような取り扱いになるか、土地の所有も含めてしっかりしたことをお知らせしたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>何の為に農地転用の図面の中に建物の配置図が付いているかということですか。赤線や青線の上には、登記変更をしないと建物が建たないですね。</p>
事務局長	<p>開発行為の内容については、またお知らせしたいと思います。転用につきましては、周りの農地への耕作への影響も考慮して、判断しながら許可を出す、出さないを決めます。</p>
会長	<p>また、申請者や開発行為の担当課に、隣接の農地の用排水が完全に確保されているかどうか確認をして下さい。</p>
事務局長	<p>それについては、水路が切りまわされることでの影響は無いですし、その旨も十一ヶ用水で了解をしているということです。本来、切りまわしをして、いずれかの青線と交換するのですが、今回は〇〇が買収したのではなく、借り上げて開発行為しているので、切りまわした所が、単純に交換できないので、その辺の権利関係はどう整理されたかは確認してみないとわかりません。一つ言えることは、切りまわした水路について、管理者もそれを承知しているということは確認されています。</p>

会長	小矢部市にいろいろな施設が来るのは良いことだと思います。皆さん、納得していただけましたか。
事務局長	しっかり調べて、問題があればもちろんお知らせいたします。
〇〇委員	切りまわすということは水路が長くなるということですか。維持管理の面等も含めて、十一ヶ用水が認められているということですね。後になって、地権者や水路の管理者に責任が掛るようでは、最初から説明不足だったということになります。
〇〇委員	どのような条件で同意されているのか。
事務局長	いろいろなご意見を聞かせていただいたので、しっかりと確認をさせていただきます。
会長	事務局でしっかりと確認をしていただきたいと思います。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第14号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第14号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。今回、協議事項はありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	今年、農地パトロールは3名1組だと聞きましたが、1組当たり何件ですか。

事務局	件数については、現在集計中ですが、筆数は約170筆です。7班3名1組で回っていただいて、1班あたり25筆程度になるかと思っています。
〇〇委員	活動日誌の書き方について、一日に何ヶ所か回った場合とか、これはどのように書けばいいですか。
事務局	基本的には三角か丸で記入していただきたいと思います。何ヶ所も回っていただく場合等は、まとめて半日なら三角、1日であれば丸を、活動日毎に記入していただきたいと思います。
〇〇委員	この農地調査は、基本的には現状を集計するべきだと思いますが、市や県や国とかの方向として、耕作する気が無いのであれば農地としてではなく、原野にする方向にもっていきたいのか、それとも、ただ調べなさいということなのですか。高齢者だけになれば、耕作できるはずもないので。営農組合も無いし。本人もやる気が無いような所はどうすればいいですか。
事務局長	完全に耕作放棄地にせず、耕作者が代わってでも、農地にできる環境であれば、農地として続けていただきたいといったものです。
〇〇委員	そのお宅に利用意向調査というアンケート調査を行います。
〇〇委員	農地の状況が可能かどうかを確認に行くのですね。了解しました。
〇〇委員	総会の進め方についてですが、調査報告は立ってやらないといけませんか。また、もっと詳しい資料が付いていればありがたいと思います。
〇〇委員	以前は調査される方と同じ内容の詳しい資料がたくさん付いていました。逆に見るのが大変ですし、大変な量になります。以前のものから減らしてこれだけの資料になりました。調査される方には詳しい資料が送付されております。その方が説明してくれますので、必要最低限のものだけにさせていただいています。同意書や許可書が提出されていれば、口頭で報告していただきます。

〇〇委員	資料を増やして、座って報告できないかと思ひまして。
〇〇委員	資料が欲しい方は事務局に個別でお願いすればよいのでは。
〇〇委員	座って報告されてもいいですが、大きい声で行っていただかないと聞こえないこともありますので。
会長	県の方でも、皆さん立って報告されていますが、皆さんが座って報告されたいというのであれば、それでいいと思ひます。
〇〇委員	それともう一つ、守秘義務がありますよね。25日の会議で新人には教えていただけののかもしれませんが、そういったお話はいつどこでしていただけますか。
事務局	守秘義務については、個人情報になりますので、職務上知り得た秘密を他者に漏らすことが無いようお願いします。総会資料についても、取扱いには十分に注意していただいて、公表しないようお願いしたいと思ひます。
〇〇委員	質問を受けたのですが、農機具のリースの基本金額とか、農地の賃借料等の基本金額は市で設定されていると思ひますが、これは毎年出されていますよね。
事務局	いなば農協の広報に毎年、載せていまして、農作業標準料金については3年に1回、農地参考賃借料については毎年見直しをしています。農業会議から試算されたものが出されて、それを基にした案を農業委員会の総会で協議をして、決定したものを載せております。また、ホームページにも載せております。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。
職務代理	皆さん、審議ご苦勞様でした。本日は新しいメンバーでの初めての総会でした。新規の委員の方もたくさんいらっしゃいましたが、総会の流れがつかめたのではないかなと思ひます。また、今後の活躍にも

	<p>期待したいと思っております。梅雨明けから大変暑い日が続いております。今月から農繁期に入りますので、熱中症や新型コロナ対策等に留意されて、農作業をしていただけるようお願いいたします。以上をもって8月の総会を閉会させていただきます。皆さん、ご苦労様でした。</p>
	<p>— 8月総会終了 —</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年8月6日

会長 宇川 傳 治

議事録署名委員 2番 田 悟 敏 子

3番 中 村 重 樹